第

2665

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\frown}{A}DAS}{U-\vec{y}_{r}ZD\vec{y}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年11月16日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミコレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 役員への土地の貸付け

Q:当社には現在、遊休土地があります。 この土地を社長に貸す場合、地代も権利金も とらないつもりですが、課税関係はどうなり ますか。

A:次のような課税関係になります。

【解説】

会社が、その所有する土地を役員に賃貸する場合、次のケースでは課税関係が生じない こととされています。

- ①通常の権利金の授受がある場合
- ②通常の権利金に満たない権利金の授受があ り、相当の地代の授受がある場合
- ③権利金の授受が全くない場合で、相当の地 代の授受があるとき

しかし、次のような場合には、それぞれ次のような課税関係が生じますので注意してください。

①通常の権利金に満たない権利金の授受があ り、相当の地代の授受がない場合

役員に対して借地権相当額の贈与があった ものとして権利金の認定課税がなされます。 認定された金額は役員に対する給与(賞与)と なり、全額損金不算入となります。

②権利金の授受が全くない場合で、無償返還 の届出をしているとき

権利金の認定課税はされませんが、相当の 地代と実際の支払地代の差額につき、地代の 認定が行われます。

③権利金の授受が全くなく、相当の地代の支 払も無償返還の届出もしていないとき 権利金の認定課税が行われます。







